

もっと知りたい！

ふるさと納税 Q & A

Q

ほかの事業者はどのようなものを返礼品として提供しているのですか？

A

阪南市では、黒毛和牛、クッキー、鰯、カニ、ラーメン等食品、日本酒やコーヒー等飲料、ポン酢や味噌等調味料、ステンドグラスやブローチ等雑貨、タオル、ベビー服や物干し竿等日用品、チェーンや工具等工業製品、お食事券や宿泊券等サービスチケット、SUP やキャンプ等体験型旅行商品といった、さまざまな商品等が返礼品として登録されています。



Q

寄附の受入れが多くなる時期はいつ頃ですか？

A

例年、秋頃から年末に向けて多くのご寄附を受け入れています。特に12月は、1年で最も寄附が多い月となります。したがって、返礼品の配送等は12月から翌年1月頃までが繁忙期となります。

Q

市内で栽培したブルーベリーを、市外でブルベリージャムに製造しました。このジャムを返礼品として取り扱ってもらえますか？

A

市外で製造されたものであっても、阪南市内で生産されたブルーベリーを使用しているため、返礼品として取り扱うことが可能です。

※このように食品だけではなく工業製品であっても、当該商品の主要な部分が市内で生産されている等の基準を満たせば、市外で組立・製造されたものを返礼品として登録することが可能です。

※原材料を生産されている事業者様は、市外・府外を問いませんので小売店様をご紹介します。

Q

既に登録されている阪南市の返礼品と、自社の商品をセットで返礼品としたい場合、返礼品提供事業者を紹介してもらえますか？

A

これまで、複数の返礼品をセットにした商品の取り扱いや、異業種における返礼品の開発も積極的に行っています。市にご相談ください。

